

日立市ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 日立市ホームページ広告取扱要領（以下「要領」という。）は、日立市広告掲載要綱（平成20年3月4日市長決裁。以下「要綱」という。）第3条6号及び日立市広告掲載基準（平成20年3月4日市長決裁。以下「掲載基準」という。）第4条の規定により、日立市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へ広告掲載の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 日立市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先のホームページ内容の範囲は、要綱第5条及び掲載基準の規定に準ずるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
形式	G I F（アニメ不可、透過G I F不可）・J P E G ・P N G
データ容量	10 キロバイト以下

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は市長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載希望者が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ及び日立市報等により公募することとする。

2 募集は、広告を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 市ホームページへの広告掲載希望者は、日立市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、市長が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第10条 広告掲載の決定は、先着順により行うものとする。なお、同時(同日の同時刻)に掲載可能枠よりも申し込みが多い場合は抽選により決定する。

2 市長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知(様式第2号)する。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、月額20,000円とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第13条 広告の内容及びデザイン等については、日立市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市長が審査を行うとともに、広告主と日立市が協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第4条に規定するものの他は、市長が別途定める。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第15条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先ページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第18条 広告掲載期間内に、日立市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、日立市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに日立市ホームページの担当課に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第21条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は要綱の規定を適用する。

第23条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月10日から施行する。

様式第1号

日立市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

日立市長 様

郵便番号 ー

住 所

社 名

代表者名

日立市ホームページへ広告を掲載したいので、以下のとおり申し込みます。

掲載希望期間	年 月から 年 月まで (か月)	
掲載希望枠数	枠	
リンク先URL		
広告の内容 *バナーの内容案を記入ください	<hr/> バナー広告原稿が既にある場合は、添付してお送りください。	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	Eメール	
その他	申込みにあたっては、要綱、掲載基準、要領及びガイドラインの内容を遵守するとともに、日立市が市税納付状況調査を行うことに同意します。	

年 月 日

様

日立市長

(扱い)

日立市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次の条件を付して掲載します。

(1) 掲載期間等

掲載期間	年 月から 年 月まで (か月)
掲載枠数	枠
リンク先URL	

(2) 広告掲載料は、別添「納入通知書」により納入期限までにお支払ください。

(3) 広告原稿は、 月 日までにEメールにデータを添付する形で入稿してください。なお、広告原稿を確認した後、修正をお願いする場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

2 掲載しないこととなりました。

(理由)

3 問い合わせ先

日立市 課 (担当:)

電話 0294-22-3111 内線

Eメール @city.hitachi.lg.jp

以上